

熊本市国民保護協議会運営要領

制定 平成18年 7月26日市長決裁
改正 平成22年10月 1日危機管理防災室長決裁
平成24年 4月 1日危機管理防災総室長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市国民保護協議会条例(平成18年条例第9号)第7条の規定に基づき、熊本市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理出席)

第2条 委員がやむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、あらかじめその委員が書面により委任する者を代理出席させることができる。

(幹事会)

第3条 幹事会には、幹事長を置き、総務局危機管理監をもって充てる。

2 幹事会は、幹事長が招集する。

3 幹事長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報が含まれる事項について審議するとき。

(2) 公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないおそれがあるとき。

2 会長は、前項ただし書により公開しないことと決定する場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の傍聴)

第5条 協議会は、会議を公開するときは、市民等の傍聴のため、会場に一定の傍聴席を設ける。

(会議録)

第6条 会長は、総務局危機管理防災総室の職員をして次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議に付した案件

(4) 会議の経過

(5) 議決事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

(会議結果及び会議資料の公開)

第7条 会長は、審議会等の設置等に関する指針(平成14年4月1日制定)に基づき、会議の結果及び会議結果及び会議資料を公開するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。